

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

### 健康保険法の一部改正等について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、健康保険法の一部改正等について下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 現物給与の価額等の一部改正について

報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる現物給与の価額等の一部が以下のとおり改正されます。

「食事で支払われる報酬等」にかかる現物給与の価額		令和 8 年 4 月 1 日適用
「住宅で支払われる報酬等」にかかる現物給与の価額		令和 8 年 1 0 月 1 日適用
令和 8 年 9 月 3 0 日まで	「1 畳当たり」の価額 居間、茶の間、寝室、客間、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とし、玄関、トイレ、廊下などは含めない。	
令和 8 年 1 0 月 1 日から	「1 m <sup>2</sup> 当たり」の価額 居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とする。別棟の物置、車庫、共同で使用する部分は含めない。	

\*改正箇所については、別添「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」を参照してください。

※この改正に伴う現物給与の価額変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされます。

現物給与のある被保険者で標準報酬月額に2等級以上の変動が生じた場合は、「被保険者報酬月額変更届」を提出していただきますようお願いいたします。

#### 加入員の氏名・住所にかかる登録可能な漢字について

現在、届出いただいた被保険者・被扶養者の漢字氏名・住所（以下、氏名等という）を登録することにより、オンライン資格確認システムに連携し、医療機関等で資格確認を行っています。

当組合で氏名等の登録に利用した文字が、オンライン資格確認システムで利用できない文字である場合には、黒丸表示「●」になり医療機関等で連携しても「●」にしか表示されない状態となっています。

今般、厚生労働省より、この黒丸表示を解消する取組みを進めるとの通知があり、登録できる文字を拡張することになりました。

この拡張に伴い、現在は「●」となっている文字が標準文字となるもの(例:「高」「崎」)が増えますが、一方で拡張された文字に含まれない文字、いわゆる「外字」(例:「辻」「吉」)は今後利用できなくなります。

今後は利用できる文字で登録することになりますのでご協力をお願いいたします。

※利用できない文字については現在移行進行中のため、確認でき次第ご案内いたします。

※外字により交付済みの資格確認書やその他の証書、および資格情報のお知らせについては、現在お持ちのものをそのままご使用ください。(再交付等する場合には変換後の文字になります。)

### 傷病手当金支給申請に伴う同意書について

傷病手当金の支給については、申請者の前資格の支給履歴や年金の支給状況、証明している医師に診療状況の確認等、支給のために必要な事項について照会をさせていただくことがあります。

これらの照会する事項については個人情報であるため、照会することに対して申請者の同意が必要となり、これまで照会する事象があった場合には、都度個別に同意書をご提出いただいておりますが、そのために支給決定まで日数を要していました。

上記のことを踏まえ、令和8年4月1日から第1回目の申請時に「傷病手当金支給申請に伴う同意書」(別添同意書参照)を添付していただくことといたしましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

第1回目に添付していただくことにより、第2回目以降に照会する事象が発生した場合にもその同意書を有効とさせていただき、少しでも早く支給決定ができるよう努めてまいります。

※すでに第2回目以降の申請の方については、従来どおり事象が発生した場合にご提出いただくことといたします。

\*「傷病手当金支給申請に伴う同意書」は当組合ホームページの「申請書ダウンロード」に掲載していますのでご利用ください。

\* ご案内等の送付を希望される場合やご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL : 06-6385-2851